別紙　図２

被害を実感、もしくは発見したら

↓

ハラスメント防止対策委員、又は委員長に相談・苦情を報告

↓

ハラスメント防止対策委員、委員長は事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認
（委員長不在時は、委員長から指名を受けた管理者が代行する）

↓

被害者へのヒアリング

加害者へのヒアリング

↓

事実関係があると判断したら、加害者に対する措置及び被害に対する措置

↓

加害者への注意勧告及び措置

・注意勧告
・担当者の変更
・２人以上での訪問
・サービスの停止　等

被害者への措置

・対応状況からの説明
・加害者からの謝罪
・関係者と、サービス見直しや必要な調整を行う
・メンタル的な影響を確認し、家族などと精神的なサポート体制の確認と対応を検討する　等

事業所の対応

・委員会への報告
・報告書の作成
・事案の内容や状況に応じ、被害者と加害者の関係改善に向けての援助
・事案に応じて、事業所全体で対応の検討
（ただし、秘密保持の観点で開示の判断は保留する）
・相談員や主治医等、関係者には必要に応じて報告
・事案の状況によっては行政への報告も検討

↓

再発防止に向けた措置